

船舶事故調査報告書

令和3年3月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和2年7月2日 10時00分ごろ
発生場所	福岡県糸島市姫島東方沖 筑前姫島港東防波堤灯台から真方位056°700m付近 (概位 北緯33°34.2 東経130°03.5 )
事故の概要	プレジャーボートツルマツは、北東進中、定置網に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和2年7月10日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート ツルマツ、3.2トン
船舶番号、船舶所有者等	232-40160長崎、株式会社鶴松造園建設
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	本船 プロペラに曲損 定置網 網の切損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、姫島東方沖を約18ノットの対地速力で北東進中、船長が船首方に黄色のボンデン（浮き）2個を視認したが、その間を通過できると思って航行を続けたところ、定置網に乗り揚げた。</p> <p>本船は、自力航行できなくなり、船長が漁業協同組合に連絡して救助を求め、水難救済会の救助船にえい航された。</p> <p>本船の喫水は、船首尾ともに約1.0mであった。</p> <p>船長は、姫島周辺海域を航行するのは初めてであったが、過去に別の海域でボンデンの間を航行した経験があったので、今回も同様に航行できると思っていた。</p>
分析	本船は、北東進中、船長が船首方に定置網のボンデン2個を視認した際、過去に別の海域でボンデンの間を航行したことがあり、ボンデンの間を航行できると思い、航行を続けたことから、定置網に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が北東進中、船長が船首方に定置網のボンデン2個を視認した際、過去に別の海域でボンデンの間を航行したことがあり、ボンデンの間を航行できると思い、航行を続けたため、定置網に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 船長は、ボンデンが設置されている場所には漁具が設置されている場合があるので、できる限り接近しないこと。</li></ul>
--	---